

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 令和2年2月4日(火)
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前 11時05分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光
管理部長 大 竹 陽 一 郎
学校教育部長 筒 井 道 広
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
学校教育部参事兼学務課長 礪 野 護
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
指導課長 大 野 等
総合教育センター所長 小 林 英 俊
社会教育課長 二 野 史 靖
青少年課長 加 藤 宏 之
郷土資料館長 牟 田 重 実
高根台公民館長 鯉 渕 誠
保健体育課主幹兼課長補佐 高 橋 和 宏
西図書館長補佐 柴 山 和 香 子
市立船橋高等学校事務長 三 山 浩 高
教育総務課副主幹 三 輪 明

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

- 陳情第 1号 船橋市内の学区見直しに関する陳情について
- 陳情第 2号 金杉台中学校を廃校にするか存続するかを決める時期の延期を求め
る陳情について
- 陳情第 3号 金杉台中学校に関して住民や保護者に提供する情報に関する陳情
について
- 陳情第 4号 金杉台中学校の今後の在り方に、「小規模特認校として存続させ
る」ことを加えることを求める陳情について
- 陳情第 5号 金杉台中学校の今後について、教育委員と保護者・地域住民との
懇談会を求める陳情について
- 陳情第 6号 金杉台中学校に関する意見交換の継続を求める陳情について
- 陳情第 7号 金杉台中学校の統廃合問題について松本教育委員会教育長より直
接児童・生徒に説明することを求める陳情について
- 議案第 5号 令和2年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）
の人事異動方針について
- 議案第 6号 船橋市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 7号 令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい
て
- 議案第 8号 令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい
て
- 議案第 9号 令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい
て
- 議案第10号 令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい
て

第3 報告事項

- (1) 令和元年度夢を育む虹のコンサートについて
- (2) 取掛西貝塚を考える～約1万年前の縄文ワールド第4弾～の開催について
- (3) 第64回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会の報告について
- (4) 令和元年度船橋市図書館所蔵資料展「明治の浮世絵～浮世絵も文明開化の音がす
る～」の開催について
- (5) 企画展「第9回飛ノ台史跡公園博物館・海神中学校・高根台中学校合同展～日本
の美を今に活かした作品展～」について
- (6) 金杉台中学校に関する検討状況報告について
- (7) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから、教育委員会会議 2 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

1 月 2 3 日に開催しました教育委員会会議 1 月定例会の会議録をお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録については承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第 7 号から議案第 10 号及び報告事項 (6) につきましては、船橋市教育委員会会議規則第 12 条第 1 項第 4 号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第 7 条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項 (7) の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

陳情第 1 号から陳情第 7 号につきましては一括して議題とし、意見開陳、採決は 1 件

ずつ行いたいと思います。

それでは、これより陳情第1号から陳情第7号の審議に入ります。

船橋市教育委員会会議規則第27条に「会議において必要があると認めるときは、教育長は請願をした者に対し出席を求め、指定した会議の席でその趣旨を述べさせることができる」と規定しております。つきましては、陳情第1号から陳情第7号の陳情した者に対し、会議への出席を求めるか、お諮りいたします。

ご意見をお願いいたします。

【佐藤委員】

陳情者から話を聞く必要があるかを判断するために、少し整理をしたいことがあります。

陳情第1号について、統廃合の決定前に市内の小・中学校の学区の見直しをという願意であります。今後の学区の見直しの考え方と金杉台中学校の統合について、事務局からのご説明をいただきたいと思っております。

【学務課長】

それでは、学区について、お答えをさせていただきます。

学校規模・学校配置に関する基本方針の中で、学区の見直しも、適正化に向けての対応策の1つとして検討するものと考えております。船橋市では、児童生徒数に地区ごとに偏りがあるので、学校規模を優先すると学校配置が偏り、学校配置を優先すると学校規模が偏るという相反する側面がございます。そのため、市全体の学校規模・学校配置の適正化を何か1つの方法で図ろうとすることは大変難しいと考えているところでございます。それぞれの学校や地域の状況に合った対応策を基本方針に沿いながら検討していくものだという考えております。

金杉台中学校につきましては、生徒数の減少が続き、今後も単学級の学年が継続的に発生することから検討を始めたものでございます。金杉台中学校と御滝中学校の学区についても検討いたしました。金杉台中学校の学区は御滝中学校の学区に囲まれるように位置しており、両校の距離も近く、金杉台小学校の学区内に2つの中学校があるという市内の他の中学校には見られない特徴がございます。これは、もともと御滝中学校の学区の中に金杉台団地が造成されたことにより金杉台小・中学校が設置されたという経緯でございます。そのため、統合する場合に、現在の金杉台中学校の学区内から御滝中学校までの通学距離はおおむね2キロ以内の範囲になります。学区変更をする場合、金杉台中学校の生徒数増加を図るために学区を広げるほど通学距離は遠くなり、複数の小学校の学区を分けてしまうことになり、望ましくないと考えております。

以上でございます。

【教育長】

ほかに、何かご意見ございましたらお願いします。

いかがですか。

どなたか。

【小島委員】

陳情の第2号ですけれども、教育委員会としては、丁寧に説明したから十分に議論を尽くしたということになるかもしれませんがというふうに提起いただいているようなのですけれども、もちろん、会議の場でも、資料などを示していただいた上で説明、こちらとしても、どのような形でやっていくかということについて聞いていますけれども、そのあたり、もう一回ちょっと、どのような形でやってきたかということ、確認の意味でご説明お願いできますでしょうか。

【教育総務課長】

私たち教育委員会といたしましては、委員ご指摘のとおり、地域の皆様との十分な意見交換が大切であると考えております。この金杉台中学校の統合につきましては、平成29年度に検討を始めて今年で3年目、これまで、保護者説明会1回、地域説明会を3回開催して、今月8日土曜日には4回目の地域説明会を開催する予定でございます。この地域説明会を開催するに当たりましては、この開催案内を、関係する2つの中学校と6つの小学校のご家庭へ、周知ということで約3,200枚配付しております。また、町会自治会の回覧板等での周知用として約700枚、近隣の幼稚園8施設、保育園2施設の掲示板での案内や、市のホームページにより周知しております。

しかしながら、説明会の参加者は毎回30人程度にとどまって、限られた人数の意見しか聞けておりません。そこで、多くの保護者の意見を把握するため、2回のアンケートの実施や、地域の自治会連合会との意見交換会を実施しているところでございます。また、お配りするチラシの中には、過去の資料の掲示先を、二次元バーコードや教育総務課等のアドレスを記載して過去の資料を確認できるようにしております。また、説明会に参加できなかった方や、資料を見てご意見のある方のため、問合せ先なども記載し、意見交換できるように周知しています。1月上旬には、金杉台小PTA役員9人との意見交換会を実施したほか、陳情者ではない保護者の方からも声がかかりまして、1月下旬、延べ11人と意見交換をしております。このように、地域の意見を聞くため、考えられることはやっていると考えております。

以上でございます。

【教育長】

ほかに、ご意見ございますか。

【鳥海委員】

同様に、陳情第2号についてお聞きしたいのですが、参考までにも、説明ということになるかと思いますが、4ページ4行目にあるWHOの勧告、あるいは、たくさんの研究論文とかある中の1論文だと思います、須田氏の論文が挙がっていたので、簡単に、どのような内容だったかという確認も含めて説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

今、ご質問のありましたWHOの勧告、須田氏の論文について簡単にご説明いたします。

まず、このWHOの勧告ですが、こちらは、平成30年の第4回市議会定例会に出された陳情に添付された添付資料の中にWHOの勧告という内容が示されておりました。内容としては、WHOは、生徒100人を上回らない学校規模を勧告しているという記述でございました。こちらについて確認するため、教育委員会として、国立国会図書館のレファレンスサービスで、この原文を探そうと確認したところ、私どもではないのですが、以前、WHOのこのような文献は発見できなかったと回答しているページを確認しております。よって、こちらとしては、今現在、この文章の原文についての真偽は定かではございません。

続きまして、須田氏の論文につきましては、中身としては、学校規模と児童生徒の成果との関係性についての、海外の複数の学者の方の研究を挙げて、学者によって結論が様々である、日本ではまだ十分な議論がされていないなどということが紹介されているものでございます。こちらにつきまして、昨年11月に開かれました第3回地域説明会におきまして、管理部長が、このような、いわゆる学説的なものではなく、文部科学省がこれを基準の根拠として採用しているんなら理解できるんですけども、そういうこともしていないので、1つのご意見として頂戴するというように回答しております。

以上です。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほかに。

【鎌田委員】

陳情第3号について、教育委員会にとって都合の悪い事実について十分情報提供されていないというようなことなのですが、これまでの情報提供に関して、または情報公開

の状況について、説明をしていただきたいと思います。

【教育総務課長】

鎌田委員のご質問にお答えいたします。

こちらですが、これまで、説明ということですが、地域説明会などにおきまして、現在、1学年1学級で、今後さらなる生徒数の減少が見込まれる金杉台中学校について、基本方針に基づいて、今まで、通学区域の見直しなど考えられる対応策を検証してきましたが、課題があることから、今現在、教育委員会としては統合が望ましいと考えているということを説明してまいりました。そして、この内容に即した様々な検証データを含めて情報提供をしてまいりました。

また、説明会で要望がございましたデータ等、例えば、御滝中学校の不登校の数や学校にかかっているコスト等の情報につきましては、個人情報に配慮を要する事項を伏せた上で、次の説明会で示してまいりました。また、先ほども述べましたけれども、こちらの地域説明会の資料ですとかアンケートなどにつきましては、資料を全て市のホームページで確認できるようにしております。方法としては、先ほど言った二次元バーコードやアドレス等でご案内しております。また、保護者アンケートの結果や統合についての賛否の意見を含む自由記述欄に書かれたものなども必ず公開しております。このように、地域の住民の方が正しく判断するため、情報提供については十分していると考えております。

以上です。

【教育長】

よろしいでしょうか。

【鎌田委員】

はい、了解です。

【学務課長】

今のご質問に対して、6ページの下から10行目、そして、部活動を理由にというところからの以下について、説明をさせていただきたいと思います。

平成9年に、当時の文部省から出された通学区域の弾力的運用に係る通知を受けまして、本市でも、選択区域の設定や通学指定校変更制度等を行いながら通学区域制度を運用しているところでございます。このことや、陳述者が記述しています御滝中学校の指定学区の一部を金杉台中学校の選択できる地域としたことにつきましては、今までの説明会の資料には記載をして説明をしているところでございます。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【鎌田委員】

はい。

【教育長】

ほかに、何かご意見ありましたらお願いします。

【鳥海委員】

陳情の第4号について、小規模特認校について、事務局としてどのような考えをお持ちなのか、教えてほしいです。

【学務課長】

小規模の学校を小規模特認校とし、通学区域外からも広く転入学を認める制度でございます。いろいろな条件や運用方法は様々なようですが、例を見ていますと、一定条件を付す事例が多いということが言えます。近隣では、柏市、流山市、野田市、佐倉市などで、小規模特認校制度というような名称で、小規模の学校を希望する児童生徒や保護者に、一定の条件のもと通学区域外からの転入学を認めるような制度を設けている例があります。

小規模特認校だけではなく、特認校制度の中には、教室数に余裕がある学校を特認校としてする事例、これは東京都でやっているということもございます。また、義務教育学校を特認校としている事例、これは横浜市なども中にはあると確認をしております。特認校制度につきましては、児童生徒の通学の負担や学校と地域のつながりなどの課題も多いと認識しており、現在のところ、教育委員会としまして、市内に小規模特認校制度を導入することは考えておりません。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【鳥海委員】

はい。

【教育長】

ほかに、ご意見ございましたらお願いします。

【佐藤委員】

陳情第5号なんですが、陳情5号の中には、かなり、説明会における質疑応答のやり方について、いろいろ書いてあります。例えば、上から5行目ぐらいの、これらの説明会では教育委員会職員というあたりから書いてありますけれども、もう一度、質疑応答のやり方について、少しご説明をいただければと思います。

【教育総務課長】

佐藤委員のご質問にお答えいたします。

説明会における質疑応答につきましては、まず、教育委員会から情報提供、考え方を説明した後、質疑応答の時間を設ける形にしております。ただし、限られた時間の中でございますので、こちらとしても、より多くの方の意見を聞けるように進行をしております。また、この場では出なかった意見等については、案内チラシ等に問合せ先を記載しまして、希望があれば意見交換をする機会を別に設けるということを周知しております。この結果、先ほど述べましたが、1月上旬に金杉台小学校のPTA役員9人との意見交換を実施したほか、陳情者でない保護者の方からの声がかかり、1月下旬に延べ11人と意見交換をしております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【教育長】

ほかに、ご意見がある方、お願いします。

【小島委員】

陳情の7号についてになるのですが、子供たちへの説明という趣旨からとは思いますが、保護者アンケートのときも、たしか、お子さんの意見をというような、ごめんなさい、うろ覚えで申し訳ないですが、そういうところがあったような記憶があるので、ちょっとその辺、もう一度説明をお願いしていいでしょうか。

【教育総務課長】

小島委員のご質問にお答えいたします。

子供の意見ということなのですが、これは、地域説明会等で、保護者の方から、子供の意見も聞いてほしいという声が上がっております。これらを踏まえまして、これまで実施した2回の保護者アンケートとも、回答に際しては、お子さんと相談の上回答しても構わないということを明記してございます。したがって、保護者アンケートの結果にはお子さんの意見も反映されているものと考えております。また、説明会の子供の参加を妨げていることもございません。これまで、保護者や地域の大人に対して、金杉中学校の今後の在り方について丁寧に説明してきたものと考えてございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかに何か、ご意見などありましたら。

【鎌田委員】

これまでの各委員と事務局のやりとりを通して、各委員のいろんな視点からご質問をいただき、私も出させていただきましたが、事務局からご説明をいただきました。そのご説明を通して、それぞれの陳情書に書かれている内容について、私のほうでも整理ができて、願意を理解できたと考えます。私は、この陳情者の出席を求めるには及ばないと考えますが、いかがでしょうか。

【教育長】

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

それでは、陳情した者に対し会議への出席を求めないこととしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

なお、陳情第1号から陳情第7号の内容につきましては、既にご確認いただいていることと存じます。これより、意見開陳、採決に入りますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

これより、陳情第1号の意見開陳に移ります。

ご意見がある方はお願いいたします。

【鎌田委員】

第1号の中で、長期的に考えますと、船橋市の子供の数は、今後、日本全体が縮んでいくということもありますが、船橋市でも減少が見込まれて、学区の見直しは長期的には必要になってくると私も考えます。ただし、減少というのは地域のいろいろな格差がありまして、いろいろな要件が絡んできます。市内で一律で見直しというのはいかなものかなと今の段階では考えます。金杉台中学校は全校生徒が60人を割って、今後も減少していくということを見込まれているわけですが、これは喫緊の課題だと考えます。

以上です。

【教育長】

ほかに、ご意見ある方、お願いします。

【小島委員】

私もこの問題を聞いたときに、これをもっときれいに整理できないのかなという感想はちょっと持ったことはあるので、ただ、2回のアンケートを見て、理由記載欄とかがあったり、そういうところを見てみると、やっぱり学区の問題というのは、その都度対応していくしかなくて、そのときのその地域の現状を踏まえてというのが、やはりやむを得ないのかなという、いつでも、やはり苦渋の選択をしてきたのかなというような考えを持つに至りましたので、この生徒数も、そこだけはちょっと数字として動かないということだと、やっぱりこれは難しい問題なのかなということを考えると、今後に向けての判断をしていくということが、やむを得ないのではないかなと思っております。

【教育長】

ほかに、ご意見ありましたら。

【佐藤委員】

私も、大体皆様のご意見は一緒で、学区というのは、地域のつながりや歴史など、通学距離も含めてですけれども、そういった要素がかなり関係しておりまして、陳情者の言われている、金杉台中学校の問題を通して全市内の学区を変更するというのはちょっと筋が変わってくる問題になってしまうのかなというように思っております。同時に、先ほど事務局からも説明ありましたが、御滝中学校の学区の中に団地が造成されて、その子供たちを受け入れるためにつくられたという経緯があります。そういう意味

で、御滝中学校の学区の中に金杉台中学校の学区があるということを考えますと、金杉台団地周辺地域での学区の検討をするということが大切かなとは思いますが。

以上です。

【教育長】

ほかにございましたら、お願いします。

【小島委員】

アンケートの関係から言うと、保護者アンケートをとっても、この先、やはりちょっと人数としては変わらないという見込みのほうが、やはり強く出てしまっているのかなというように私は読み取りました。そういう意味では、この学区全体で見直ししないと、この検討ができないというのとはちょっと、やはり問題としては違うのかなというように考えを持っております。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

【鳥海委員】

ちょっと気になるところといいますか、言っておきたいことがあるのですが、陳情の方が金杉台中学校の統合の検討の目的というのが、そもそも予算削減にあるというようにおっしゃっていらっしゃるということに関しては、本当に断じて、そのような理由で検討しているのではないということは強く言っておきたいと思えます。

【教育長】

ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、これより挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第1号、船橋市内の学区見直しに関する陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第1号について不採択とすることに決しました。

これより、陳情第2号の意見開陳に移ります。

ご意見がある方はお願いいたします。

【佐藤委員】

2号について、陳情者は、議論が不十分だからというようなことだとは思いますがけれども、地域の自治会連合会との意見交換や関係する地域の保護者を対象としたアンケートを2回実施するなど、地域住民の声は十分把握できたと私は考えています。

意見です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに、ご意見はありますか。

【鎌田委員】

アンケート結果でも、学区の見直しをして金杉台中学校の子供を増やして存続するという案について、多くの賛同が得られなかったということです。この結果を踏まえると、今後は、統合という方向性に向けて、いろいろな課題整理や時期の検討を進めていくことも必要になってきているのかなというように考えます。

【教育長】

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

これまで、適宜受けてきた報告やアンケートの結果を見て、私たち、少数意見も含めて検討してきた、そういうつもりでございます。統合か学区の見直しをして存続させるかという議論ですけれども、行ってきて、私は十分行ってきたと判断しております。本当に我々の仕事として大切なことが、決めるということです。十分検討したと考えております。

【教育長】

ほかに、ご意見のある委員さんはお願いします。

【小島委員】

確かに、言われて何年で検討しないといけないというものがあるわけではないのかもしれないのですが、あまり長期間こういう状態を置くことで、逆にお子さん、また家庭の状況を不安定にさせてしまうという、逆に決めてしまえば、そこに対する対応

ということで、家庭でも子供としても対応がとれるのかなという意味では、もう3年がたつ、この時点で、ここをきちっと、もう決めないと、逆にもっと混乱を招いてしまって、悪影響を及ぼすのかなというのと、あと、アンケートの回収率等見ても、アンケートを出すときにはやっぱり一定の資料と送付の説明が載っているという部分があって、この回答数をきちっと得られているということは、説明会の人数とかそういうところでは十分に伝わっているのかどうかというように疑念を持たれる方が現にいたということだと思うのですけれども、逆に言うと、全世帯対象、特に直接の利害がかかわるようなご家庭については検討なされて、それに対するご自分の意思も決まっているというのが、このアンケートの回収率の結果にあらわれているのかなと思いますので、そういう意味では、ちょっと先延ばしというのは、私としては正直それはよくない手段というように考えます。

意見になります。

【教育長】

ほかに、よろしいですか。

これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第2号、金杉台中学校を廃校にするか存続するかを決める時期の延期を求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第2号につきましては不採択とすることに決しました。

これより、陳情第3号の意見開陳に移ります。

ご意見がある方、お願いいたします。

【佐藤委員】

私たち、これまでも、説明会の資料をもとにして報告を常に受けていますけれども、事実に基づいた情報を提供し丁寧に状況を説明しているということを理解していますので、都合のよい事実だけを並べているということではないということを、私としては考えています。

【教育長】

ほかに何かありますか。

【鳥海委員】

佐藤委員のご意見と重複するところあるんですけども、これまでに実施してきた地域での説明会の資料も、あるいは議事録、保護者の方へのアンケートの結果や、少数の意見なども、反対意見も含めて、我々得られる資料というものは確認ができるようにしているはずですし、それがしやすいようにということで、その掲示先も案内しているということを付け加えさせていただいて、必要なことは、もうやっているんだというのが、意見であります。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに、ご意見はありますか。

【鎌田委員】

私も、重なるところがございしますが、教育委員会にとって都合の悪い事実は伝えていないというようなことございしますが、提供されている情報、その情報の出方、細かさも含めて、地域住民が正しく判断するために必要な情報であって、なおかつ十分提供し、公開されているというように考えます。

以上です。

【教育長】

小島委員、何かありますでしょうか。

【小島委員】

アンケートの中身を見ても、単に回答欄を書くだけではなくて、自由記載欄、十分に書かれていたりとか、その中で、この現状に対する分析されている回答があったりとか、そういうところを見ると、やっぱり正確な、そういう情報を得た上で、住民の皆さんもいろいろなことを考えているということは読み取れるのかなというように思っています。そういう意味では、資料としては、もう十分提供はできているのではないかなと私は考えております。

【教育長】

ほかに何か、付け足し、意見、ございますか。

それでは、これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますんで、ご了承願います。

陳情第3号、金杉台中学校に関して住民や保護者に提供する情報に関する陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第3号につきましては不採択とすることに決しました。

これより、陳情第4号の意見開陳に移ります。

ご意見がある方はお願いいたします。

【佐藤委員】

小規模特認校ということですが、やはり、そうなりますと、バス通学といった生徒の通学の負担とか、仮に導入するにしても、もっともっと時間をかけて十分検討していかなければならない問題だと思っていますので、金杉台中学校の今後ということとは、仮にそういうことを教育委員会で検討するにしても、別として考えなければいけないのかなということは感じています。

以上です。

【教育長】

ほかに、ご意見ございますか。

【鳥海委員】

佐藤委員の意見にも賛成なのですが、今回の場合とはもう別というように考えるべきかと思えますけれども、願意は採択、僕なんかできないと思っていますけれども、周辺市で同事例が実際にあるということですから、そこで、今後、研究の材料として十分に勉強して行って、非常にいいことが、こういうところがありましたとか、あるいは、こういう問題点が出てきていますということが出てくるはずなんです。ですから、それはもう、ずっと研究していかなければいけないと思っておりますが、今回は今回で決めなければいけないと、そういう立場です。

【教育長】

ほかに、ありますか。

【鎌田委員】

鳥海委員の意見に重なる部分ありますが、小規模特認校の制度は、先ほど、他市の事例もご紹介いただきましたが、制度上の諸課題のご指摘もいただきました。将来的な研究はしていくというようなことは必要だと思いますが、逆に、我々として、拙速な判断は現状では難しいかなというように考えます。

【教育長】

小島委員、よろしいですか。

【小島委員】

はい。

【教育長】

それでは、これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第4号、金杉台中学校の今後の在り方に、「小規模特認校として存続させる」ことを加えることを求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第4号につきましては不採択とすることに決しました。

これより、陳情第5号の意見開陳に移ります。

ご意見がある方はお願いいたします。

【佐藤委員】

これまで開催されている地域説明会においては、事務局側は、我々の意見、いわゆる教育委員の意見を踏まえて地域の方との意見交換を行っていただいていると思っております。もちろんですけれども、我々は、地域にまだ、我々自身も説明をしなければいけないですし、我々がまだこれから聞く耳を持たなければいけないことはありますけれども、ここにおいて、教育委員と保護者、地域住民との懇親会というものをあえて求めるということは、今は必要ないのかなというふうに思っております。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【鎌田委員】

理由にあります。金杉台中学校の廃校問題、地域の在り方にも大きくかかわる問題というふうに陳情者をご指摘されているわけですが、とすると、それは教育委員

会の範疇を超えてしまう点なのではないかというふうに私は考えます。

以上です。

【教育長】

ほかに、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

陳情者、先ほど申し上げた点もあるんですけども、市の基本方針が、行政改革の中の教育予算削減の具体策として策定されているのではないかという、そういうような、恐らく誤解かと思いますが、意見があるんですけども、本当に、教育委員会、そんな目的のために一切議論していませんので、ここはもう、重ねて言っておきたいと思います。

【教育長】

小島委員、いかがでしょうか。

【小島委員】

特にありません。

【教育長】

これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第5号、金杉台中学校の今後について、教育委員と保護者・地域住民との懇談会を求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第5号につきましては不採択とすることに決しました。

これより、陳情第6号の意見開陳に移ります。

御意見のある方はお願いいたします。

【佐藤委員】

これは、先ほどの陳情第2号の内容にほとんど似ているのかなということがあります。鳥海委員でしたか、小島委員でしたか、先ほど意見がありましたが、やはりもう、子供たちのことを考えると、本当に、まだここできちんと決められない大人がいるというこ

とがあつてはいけないのかなというようには考えています。ですので、これも、採択することはできないかなと考えています。

以上です。

【教育長】

ほかにご意見がある方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。

これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第6号、金杉台中学校に関する意見交換の継続を求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第6号については不採択とすることに決しました。

これより、陳情第7号に移ります。

内容を確認しましたところ、これは私個人に対する陳情ですので、私から意見を述べさせていただきたいと思います。

学校の統合問題につきましては、今、皆さんのお考えのように、大人が、子供たちにとってどうすることが一番いいことかを考えることであると私も思っております。そして、子供たちにとってよりよい教育環境を整えることが、大人の責務であります。ですから、直接子供たちに説明することは、私としては、今、考えてはおりません。

以上でございます。

それでは、これより、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第7号、金杉台中学校の統廃合問題について松本教育委員会教育長より直接児童・生徒に説明することを求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第7号につきましては不採択とすることに決しました。

続きまして、議案に入ります。

議案第5号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第5号、令和2年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について、ご説明いたします。

資料本冊の19ページをご覧ください。

まず、1点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進してまいります。

2点目でございますが、行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努めてまいります。

3点目でございますが、行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。特に、市費負担学校職員、これは学校に配置されております市費の栄養士、学校事務、給食調理員、用務員、理科実験事務員などがございますが、学校教育の一層の充実と経営効果の向上を図るため、原則として同一校に概ね5年を目安として、また、新規採用者については概ね3年勤務する者を中心に、積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、行政を取り巻く様々な課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば、学芸員であるとか、司書、考古などの専門的な知識を有する職員の配置を充実させてまいりたいと考えております。

以上、前年度の職員の人事異動方針と変更点はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

1つだけ。令和2年度で、何かこう以前と変わったようなところというのはございますか。

【教育総務課長】

方針といたしましては、変更しているところはございません。

以上です。

【教育長】

それでは、議案第5号、令和2年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

議案第6号、船橋市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

本冊21ページから44ページでございます。

令和元年第3回船橋市議会定例会におきまして、生涯学習施設予約管理システムの改修費に係る補正予算の議決を受けまして、青少年会館に新たにシステムを導入することに伴いまして、所要の改正を行う必要があるため、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づき議決を得る必要があるためでございます。

主な改正内容につきまして説明いたします。

21ページをご覧ください。

こちらにつきまして、システム利用のための事前申請として、第5条に使用料の免除、また、システムに記載する内容としましては、次ページの22ページの記載どおりという形になりまして、第6条にその旨を規定しております。

また、青少年会館の使用の状況の確認をするための事項としまして、23ページ、第11条、こちらに入室の要求を新たに加えさせていただきました。

なお、申請書につきましては、新たに使用料の免除申請書、第4号様式を加えたことと、第3号、第7号様式に不利益処分の表示文を付け加えさせていただきました。

こちらの施行日に関しましては、システムの運用が令和2年10月1日となりまして、予約が3カ月前ということになりますので、令和2年7月1日となります。

説明につきましては以上となります。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

青少年会館の体育館とか、そういう幾つかの部屋は分かるのですけれども、使用状況というのが分かりましたら、ちょっと教えていただけますか。

【青少年課長】

体育館につきましては、一番利用率が高く60%以上使用しております。それ以外ですと、会議室等が15%程度、あと、音楽室につきましては、なかなかそういう施設がないので、週末等の利用はかなり多い状況ではございますけれども、施設全体としましては30%程度の利用状況となっております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【教育長】

ほかに何か。

【鳥海委員】

ちょっと確認ですけれども、この許可証、申請書等の書式ですけれども、申請者の住所、団体名、氏名とありますけれども、この氏名というのは団体代表名というふうに考えるべきなのか、場合によっては団体の代表の方は、代表ではあるけれども実際には使用されないことというのがありますから、この氏名について、利用される方はみんな書くべきなのか、代表者氏名なのか、使用者の代表なのかというところ、もう一回ちょっと確認をお願いします。

【青少年課長】

こちらにつきましては、申請書、許可書など全て団体の代表者の氏名を記入することとなります。

以上です。

【教育長】

ほかに、ありましたらお願いします。

【佐藤委員】

すみません、生涯学習施設の貸出しということは、申請者が実際に行かないといけない形でしたか。申請者が行かなかつたら使えないというシステム、何かありましたよね。

スポーツ施設のほうでしたでしょうか、こちらもそういう形になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

【青少年課長】

こちらの予約システムのほうは、事前に団体ごとに登録をいただきシステムを利用することになります。青少年会館は部屋ごとに団体への貸出しをしているため、当日、申請されている方がいなくても、そこの代表という形で利用できることになっています。

【佐藤委員】

すみません、これちょっと、関連してしまうことで申し訳ないのですが、やっぱり、これスポーツ施設だったのかもしれませんが、申し訳ないです、申請した方が急遽行けなくなったときなどの場合に、使用できないというようなことを私は訴えられたことがあります。ちょっと、こういう館とかを利用するのは団体で利用することが多いでしょうから、もしそういうことがないようにしてほしいというのは思っています。

【生涯スポーツ課長】

現在、申請者の方からの申請をいただいて許可行為をさせていただいているわけですが、当然、許可した後に申請者の方の、例えば、身体的な、お風邪ですとか、様々条件ございますので、全く認めないというような取扱いはしていないところでございます。しかしながら、例えば、有料でお貸しさせていただいているところにつきまして、子供料金で申請いただいているにもかかわらず子供がいなくてございますとか、そのようなことはないように見させていただいているという取扱いを現在させていただいております。

以上でございます。

【佐藤委員】

分かりました。

【教育長】

青少年課長、よいですか。

【青少年課長】

はい。

【教育長】

ほかに何かご質問ありますでしょうか。

それでは、議案第6号、船橋市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）から報告事項（5）につきましては、定例の報告事項であるため質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【佐藤委員】

成人の日記念の駅伝、私もちょっと、会場には行けなかったんですけども、沿道のほうから応援をさせていただきました。いつもだったら、市船がトップに来るところで、あと、空挺団とどのぐらい競っているかみたいなものを、大体いつも気になるんですけども、気がついたら全然知らないチームが走っていきまして、船橋にも、まだそういうチームがいっぱいあるのかなと思って、掘り起こしも必要だなと考えましたけれども、ちなみに、参加資格の中で、船橋市民とかということがあるのかどうかということと、そのチームの方々が、船橋、これは個人情報になってしまうのかな、どのような形の人たちがいたのか気になりますので、もし教えられる範囲で教えていただければと思います。

【生涯スポーツ課長】

お問合せの部分が、市民駅伝の一般の部に関するところであるかなと思います。こちらにつきましては、在住在勤の方ということで参加いただいております。

【教育長】

在勤でもよいわけですね。

【生涯スポーツ課長】

はい。今回のレース、私ども、事務局といたしましても、全く予期せぬ新星があらわれたと。蛇足ではございますが、調査というか、聞き取らせていただいたところ、箱根

駅伝に出ます各大学の選手には選ばれなかった方々の集まりであったというふうに聞いております。

【教育長】

もう、そういう走りでしたよね、本当に。プロの走りのような。そして、例の靴を皆さん履いているし。もう飛ぶようで、私たちがびっくりの、審判車に乗っていてもびっくりしましたけれども、沿道の方が驚いている顔も、びっくりしていました。

ほかに何か、ありますでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（7）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

【保健体育課長補佐】

資料はございませんが、口頭で報告させていただきます。学校における新型コロナウイルスの対応についてご報告させていただきます。

現在、各学校における新型コロナウイルスの対応につきましては、国・県からの通知をもとに、各学校現場に対応を周知しております。また、国・県からの通知並びに船橋市教育委員会から通知した内容については関係各課にも情報を提供しております。これまでの通知の内容については、学校において罹患者が出た場合の対応、春節等で中国に帰省していた生徒等についての対応、それと、中国から一時的に避難してきた生徒の受け入れ等についての対応です。いずれも、正しい知識、理解のもと冷静に対処するよう学校現場に促しております。

以上でございます。

【教育長】

保健所のほうにも、報告はしているわけですね。

【保健体育課長補佐】

はい、しております。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何か、ご意見、ご質問がございますでしょうか。

【鳥海委員】

非常に悩ましいものなんですけれども、はっきり言って、医療現場でも、今のところ分かっていないというふうな、分からないことが多すぎるということでございます。それで、まだ、適格な早期の診断ができないとか、特効薬がないとかという、そういう印

象、イメージとしてはそう思っていただければいいと思うんですけども、私の立場から危惧するのは、学校というところで発症してしまうと本当に大変なことになるかと思えます。それで、危ない場所、1番が、医療機関だと思っています。お風邪の方、門前払いできないので、平気で、その患者さんがお見えになられたとき、気がつかずに1時間、2時間、その他の病気で来られている方と、すぐ隣で過ごさせてしまうということが、もう十分あり得るといえるか、そうなってしまうであろうということです。

もう一つは、今なんかは受験シーズンとかで、近くの学生さんなんかは、県内に大型の楽しい施設がありますので、ああいうところで持ち帰ってしまうというのが本当に怖いことです。一旦はやってしまうと、本当に大変なことになるかと思うので、今は、インフルエンザと同じように、かかりたくてかかる人はいないんですけども、絶対にインフルエンザにかかってはいけないという気構えで過ごしていただくというのが、一番何となく子供たちにも伝わりやすいかなと思っています。

タミフルとかリレンザとか、ああいう特効薬といいますか、抗インフルエンザ薬のような抗ウイルス薬がないインフルエンザというふうに思っていたかとよいかなと思います。持病をお持ちの方、ご高齢の方、そういった方たちがインフルエンザで障害を持たれたり、お亡くなりになられたりということが、実は毎年、目立たないのですがあるんです。なので、治療薬がなかったときというのはもっとありました。ですから、とにかく分かりやすく言えば、父兄の方も先生方も我々も、インフルエンザに絶対にならないようにという生活指導するというのが、今のところ分かりやすいかなと思います。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかに、よろしいでしょうか。ご質問はいいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開といたしました議案第7号から議案第10号及び報告事項(6)の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退場)

【教育長】

それでは、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第7号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について、ご説明いたします。

議案第7号は、令和2年度の船橋市一般会計予算のご説明となります。

資料は、別冊 1、21 ページ、令和 2 年度船橋市一般会計予算に関する説明書からご覧ください。

まず、24 ページ、25 ページ、令和 2 年度の一般会計歳出予算額は、表の左から 2 列目の本年度予算額欄の一番下の数字、2, 116 億 8, 500 万円となっております。そのうち、55 款教育費の予算額は下から 4 つ目の数字となりますが、307 億 7, 290 万円で、平成 31 年度当初予算から約 62 億円の増額となっております。

増減の主な内容については、56 ページ以降をご覧ください。

特に増減の大きいものを紹介いたします。まず、10 項教育総務費が 7 億円ほど増加しております。主な理由としては、令和元年 10 月から実施された幼児教育の無償化に伴う増加でございます。

次に、58 ページをご覧ください。

15 款小学校費が 38 億円ほど増加しております。主な理由としては、(仮称) 塚田第二小学校の建設費、各小学校のトイレ改修費が増加したためでございます。

次に、60 ページをご覧ください。

20 項中学校費が 14 億円ほど増加しております。主な理由としては、各中学校のトイレ改修、外壁改修、屋上防水改修、体育館改修費が増加したためでございます。

次に、64 ページをご覧ください。

35 款社会教育費が 7 億円ほど増加しております。主な理由としては、北図書館等複合施設の空調設備その他改修工事を行うためでございます。

次に、ページが飛びますが、105 ページをご覧ください。

主な事業について、新規事業を中心に、この令和 2 年度予算参考資料をもとにご説明いたします。

まず、109 ページの太字になっている部分をご覧ください。

スクールロイヤー活用事業費です。これは、新規事業で学校で起きる問題等に対し、教職員等が弁護士に相談できる体制を整えるものでございます。

次に、111 ページをご覧ください。

文化部活動指導員派遣費でございます。これも新規事業で、中学校の文化部活動に部活動指導員を派遣する事業でございます。

次に、119 ページをご覧ください。

大穴小学校市民図書室ネットワーク化に係る経費でございます。これは、大穴小学校市民図書室を図書館とオンラインによりネットワーク化するものでございます。

次に、121 ページをご覧ください。

まず、少年自然の家指定管理者選定委員会委員報償金等でございます。一宮少年自然の家に指定管理制度を導入するため、指定管理者選定委員会を開催するための経費でございます。

最後に、その下、学校体育活動事業費でございます。西海神小、海神南小、丸山小、

行田東小の4校の水泳授業を民間スイミングスクールにおいて実施するものでございます。

以上が、教育に関する令和2年度当初予算案の概要でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【指導課長】

追加でお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

【教育長】

はい。

【指導課長】

別冊1の109ページをご覧ください。

差し替えが間に合いませんでした。ここには記載されておりませんので、口頭で説明させていただきます。

事業概要の特別支援教育の後のところなんですけれども、帰国外国人児童生徒に対する指導及び支援を行う。また、国際理解教育の推進を行うというところで、国際理解教育費のうち、今回、翻訳機購入費ということで予算を要求させていただきました。これにつきましては、帰国外国人生徒とのコミュニケーションを図るため多言語対応の翻訳機を購入するというので、新規事業として、間に合いませんでしたけれども。

【教育長】

この教育総務費の下でいいのですか、特別支援教育指導費。

【指導課長】

特別支援教育のところの一番下のところでございます。学校支援ボランティア派遣事業費の次のところで、109ページのところです。

【教育長】

それでは、このことについて後から資料をください。どこのページに追加と書いて。

【指導課長】

分かりました。

【教育長】

それも入ってということで、今説明ありましたように、通訳が要らないで翻訳ができるという、これは市長との未来会議室で子供から提案があった件なのですけれども。その予算をつけていただいたと。

何かご質問がありましたらお願いします。

【鎌田委員】

先ほど、最後に説明があったスイミングスクールの話、4校ということなんですが、これは何かモデル校みたいな位置づけで、今後は全体に広げていこうというようなことなのではないでしょうか。あわせて、111ページの文化部の部活動指導員派遣、これはモデル校的なものなのか、全部なのか。方向性としては、いろいろと先生の労働時間削減とかを含めたり、大変良いことだと思うのですが、予算的にどこまで目指そうとしているのか教えてください。

【教育総務課長】

まずはじめ、民間スイミングスクールへの委託の関係ですが、モデル校というよりは、今年、小・中学校のプールで老朽化が進みまして、9校ございまして、民間委託、あるいは近隣校との共同利用と、あと運動公園、あるいは習志野台にあるプールの4つで、どれがよいかということを確認しまして、その中で、一番良いところが民間のスイミングスクールだったというのが4校だということでございます。

【教育長】

改修が必要な学校のところ、この前、プールを見ていただいたと思うのですけれども、その中で、この4校については近隣に民間のスイミングスクールがあるので、そこを活用してやってみるということです。

【指導課長】

文化部活動指導員派遣費ということでございます。今年度、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインということで策定いたしました。昨年度の運動部にのっとり、文化部につきましても、部活動指導員を派遣する事業ということでお願いしているところであります。

来年度につきましては10名程度の採用ということで考えております。

以上です。

【鎌田委員】

これはモデル校だけではなくて、10名をいろいろ各学校にということなんですか。

【指導課長】

今、委員がご指摘のとおりで、モデル校ということではなくて、各学校でということで、募っているということで、お願いするところであります。

【教育長】

これも体育と同じで、国・県から、予算が出ているんですか。

【指導課長】

報酬の3分1ずつを、国・県から補助ということになると思います。

【教育長】

ほかに何か。

【佐藤委員】

その件で、ちょっとお伺いしたいのは、これはいわゆる、この金額は人件費ということで考えてよいのかということと、あと、よく言われる外部指導員という意味合いでよいのかどうかお伺いできますか。

【指導課長】

まず、この金額につきましては、人件費と報酬と旅費ということとなっております。外部指導員ということでは、この間、文化部活動については設置しておりませんでしたので、部活動指導員ということでの設置という形になっているという考えであります。

【教育長】

体育のほうは、外部指導員というのを市のほうでやっているんですけども、これは、今言ったように、県と国と市からお金が出る運動部活動指導員派遣費というのと同じだと。文化部のほうは、外部指導員というのとは市ではやっていない。

【佐藤委員】

例えば、やっぱり、ギター部なんかは外部指導員でやられていたと思うのですけれども、その先生も対象になるということになるわけですか。

【指導課長】

今、お話あったとおりで、対象となります。

【教育長】

ほかに何か、ご質問ありましたらお願いします。

まだ何かありましたら、聞いていただければと思います。

それでは、議案第7号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第7号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号の審議に入りますが、ご意見、ご質問につきましては、全ての所管課からの説明が終わりました後にお伺いいたします。

それでは、施設課から順に説明願います。

【施設課長】

それでは、議案第8号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてのうち、令和元年度補正予算、施設課については繰越明許費の追加についてご説明いたします。

別冊2の48ページをご覧ください。

補正予算参考資料の上から3段目の段となります。

(仮称)塚田第二小学校建設事業についてです。小学校建設に伴う道路整備工事につきましては、道路部に設計及び工事を依頼し、道路部が担当する工事とあわせて実施しておりますが、年度内の完了が見込めないため予算を繰り越すものでございます。

次に、50ページとなります。

特別支援学校施設整備事業についてです。教室不足に対応するため、既存校舎の内部改修について設計を委託しておりますが、改修を予定したトイレの系統の変更により、年度内の設計完了が見込めなくなったため、予算を繰越しするものでございます。

施設課からは以上でございます。

【総合教育センター所長】

同じく別冊2、44ページ、45ページをお開きください。

令和元年度補正予算ICT機器整備費等について、ご説明いたします。

昨年12月に、文部科学省からGIGAスクール構想が発表され、高速大容量無線LAN整備等、令和5年度までに小・中特別支援学校の児童生徒1人に1台の端末の整備を目指すことが公表され、LANの整備と児童・生徒1人1台端末の整備が盛り込まれた国の令和元年度補正予算が出されております。これを受けまして、船橋市でも、令和元年度3月の補正予算で、市立小・中特別支援学校、市立船橋高等学校に高速大容量の無線LAN環境を整備するものでございます。

44ページ、45ページの1段目、3段目、4段目、5段目になりますけれども、補正額は小学校55校、塚田南小を含む分としまして8億2,659万円、中学校27校分として3億5,863万円、特別支援学校2校舎分として3,604万円、市立船橋高校分として2,009万円、総額12億4,136万円でございます。

説明は以上でございます。

【青少年課長】

49ページ、繰越明許費の補正について説明いたします。

こちら、公共物短期保全計画に基づきまして、給排水設備改修工事及び宿泊棟の外壁の改修工事を令和元年9月から令和2年3月までの間に実施していたところ、工事の過程におきまして施設内の壁面にアスベストの含有が判明いたしました。現在、空気中の飛散はしていないものの、安全確保のためにアスベスト除去の追加工事が必要となり、年度内に工事の完了が見込めないため繰越しをするものでございます。追加に行う工事の内容につきましては、建物内の廊下、階段、玄関ホール及び食堂の柱の壁面除去、塗装工事となります。工事額につきましては、追加工事分が5,600万円となりまして、当初分の1億7,402万円と合わせて2億3,002万円となります。

以上となります。

【高根台公民館長】

48ページの一番下の段になります。

高根台公民館は空調設備の修繕でございます。部品の製造に日数がかかりまして年度内の完了が見込めないことから、今回、繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたけれども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員】

44ページ、ICT機器の整備、大変な支出額だと思うんですけども、こういうのは、イニシャルコストだけではなくて、定期的に、リプレイスだとかメンテナンスだとか、かかるお金も見込まれると思うんですけども、今回は、これでありがたいことだとして、今後もそういうようなものというのは想定されるのでしょうか。

【総合教育センター所長】

鎌田委員、ご指摘のとおり、LANだけじゃなくて、これからの機器整備というのにも予算がかかってまいります。ちょっと予算書のほうで、中に入っていたもので説明できなかったんですが、端末も、まだ船橋市としては10人に1台程度の割合ですので、やっぱり3人に1台程度にするために、パソコンの学習用の端末も増やしていく状況でございます。予算で、リースになりますけれども3,360台の学習パソコンも入れながらということでございます。リースも絡めて、メンテナンスも入れて、令和5年、1人1台の端末を目指していくという考えで、今、準備しているところでございます。

以上でございます。

【鎌田委員】

やはり国としては、Society 5.0だとか、学校3.0でしたか、それを受けた、いろんなデジタル世代の改革みたいなのをつくっておられると思うんですけども、こういうハード面やGIGAスクール構想でネットワークが整備されても、それを指導する先生方の意識とか、これまでの、チョークで頑張っておられる先生方の、うまくそういう部分と融和させるがみたいなどころには、大変手間がかかる思うのですが、その辺もあわせて、ご検討いただければいいのかなというふうに思います。

【教育長】

ご意見でよろしいですか。

【鎌田委員】

はい、結構です。

【教育長】

ほかに何か、もしご意見ありましたら。

【佐藤委員】

先日、たしか、学力テストもパソコンでなんていう話がちらっと出ていました。ちょっと、国は強引過ぎるんじゃないかなと、私はちょっと、正直なところ思っているところ

ろではありますけれども、ただ、本当に我々、私個人としてもパソコンは3台ぐらい持って、いろいろ仕事をしているというのが現実ですので、そういう意味では、これから本当にそういう時代が来るのかなと思います。お金もかかることになると思いますけれども、頑張っけてやっけていきましょう。

【教育長】

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

【鳥海委員】

やるのであれば覚悟が必要だというのは、教育委員会として、とにかく各教員に、子供がやっているのを見ると、すごい情報量だし、医学の勉強というのも、すごくやりやすいです。一気にたくさん、複数の情報が得られて。それでも、分かりにくい部分というのは何なのかということ拾い出す、まず能力が絶対に必要ということですし、あと、それこそ学力とは何かということまで、近く、概念が変わってくるはずなんです。ですから、その流動的なものを、流動する概念を、それと一緒に成長させていけるかどうかは教員の能力の本当に大事な部分になるし、例えば、学力といたら、とても難しい大学の入学試験なんていうのも、もしかしたら、スマホ1個あれば高得点が取れてしまう大学のかなと、日本の大学の90何%はそれで入れてしまうのではないかなと今思うのです。だけれども、そんな時計ぐらいの大きさの端末みたいなもので、教員が何十年以上教えている以上の学力といいますか、試験は通ってしまうという時代になってきたときに、それ以上のものをどうやって教えるかという意識が教員には必要なのかなと思います。パソコンなどには負けないものを教える役割なんだという覚悟と、その付き合い方を覚えるといいますか、知るということが改めて必要と思います。子供たちは順応していきますけれども、大人も、本当に、悔しいながら、進めるならばと思います。

【総合教育センター所長】

たくさんご意見ありがとうございます。今、ご指摘のとおりで、整備することが目的じゃなくて、やはり手段の一つですので、学校教育部一丸となって、いろいろと共通理解しながら、先生の指導、児童生徒の指導に尽くしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【教育長】

それでは、議案第8号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。議案第8号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第9号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について説明をさせていただきます。

資料は、別冊3の1ページ目をご覧ください。

本議案の提出理由は、市長が、議会に提出する議案を作成するに当たり、意見を求められましたので、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき議決を得る必要があるためでございます。

船橋市立小学校設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

資料は別冊3の3ページ目をご覧ください。

新設校の通学区域変更は複雑であり、該当児童保護者への周知、転校や指定校変更の申請相談に十分な時間を確保する必要があります。条例に塚田南小学校を規定し、条例改正後には船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正を行い、令和2年度より新設校への転入学事務を進めてまいります。改正内容につきましては、第2条中に小学校の名称と位置を規定しています。塚田南小学校につきましては、小室小学校の次に追加し、全55校の一番最後に規定する形となります。施行期日は新設校の開校日である令和3年4月1日です。

説明は以上でございます。

本議案について、異議のない旨、市長に申し入れるものとしてよろしいでしょうか。ご審議願います。

【教育長】

ただいま説明ありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第9号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第9号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

議案第10号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてであります。

資料は別冊3の5ページとなります。

提出理由としましては、市長が議会に提出する議案を作成するにあたり、意見を求められたので、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき議決を得る必要があるためでございます。

内容としましては、7ページのほうをお開けください。

船橋市少年自然の家条例の全部を改正する条例となります。指定管理者制度導入につきましては12月の教育委員会議にて議決をいただき、1月で改正内容を報告させていただいたところでございます。主な改正内容につきましては、地方自治法第244条の2に基づきまして、指定管理者の指定の手續、管理の基準及び業務の範囲を定めまして、議会の議決を経ることが必要であるため、その旨を記載いたしました。

こちらにつきましては、7ページの第3条から9ページの第9条のほうに新たに付け加えさせていただきました。

施行日につきましては令和3年4月1日になりまして、施行日以降につきましても、郊外学習の利用料金については無料となっております。また、優先予約につきましても継続する考えでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第10号、令和2年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（6）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項（6）金杉台中学校に関する検討状況について、ご報告いたします。

資料は別冊4の表紙を1枚めくっていただき、先月23日にご報告させていただいた「統合・通学区の見直し案等に関するアンケート」の最終的な集計結果についてでございます。

2ページをお願いします。

1、調査の目的、2、調査方法など、速報版と変わりはありませんが、3ページの4、アンケート回収結果につきましては、その後、3人からの回答がございましたので、回答数が3増えて、807人となっております。なお、回答率の85%に変わりはありません。

続いて、6ページ、5、集計概要のうち、（1）全体の集計概要につきましては、a、「統合したほうがよい」が546人の68%、b、「小規模校を維持、または選択地域の継続」が41人で5%、c、「学区を変更し、指定校変更は認めない」が160人の20%、d、「学区を変更し、指定校変更を継続」が42人の5%、e、「その他、未回答」が18人の2%という結果で、こちらも速報版と数字に変わりはありませんで、パーセントの数字に変わりはありませんでした。

なお、このうち、cを回答した160人については、次の7ページ、8ページにお示しした見直し案①、見直し案②と、どちらでもよいの3つの選択肢を選んだ回答者数の合計であるため、さらに詳細にクロス集計をいたしました。

7ページをご覧ください。

見直し案①は、現在の選択区域のうち、金杉台中学校、御滝中学校からの距離が概ね同程度となる地域、こちらではオレンジ色の部分になりますが、こちらを金杉台中学校の指定学区とする案となります。この見直し案①を支持した回答数は59人、どちらでもよいの回答数29人と合わせますと合計88人となりますが、この場合、見直し後も選択地域となるエリア、水色と緑色の部分になりますが、こちらが残るため、積極的にこの案を支持しているのは、中学校選択の余地がある区域、C、D、Eを除外した区域、A、Bにお住まいの28人、全体の3%と分析しております。

次に、8ページをご覧ください。

見直し案②は、現在の選択区域をほぼ金杉台中学校の指定学区、赤で塗った部分となりますが、とする案となります。この見直し案②を支持した回答数は72人、どちらでもよいの回答数29人と合わせますと合計101人となりますが、この場合、見直し後

も選択地域となるエリア、水色と緑の部分が残るため、積極的にこの案を支持しているのは中学校の選択の余地がある区域、D、Eを除外した区域、A、B、Cにお住まいの97人、全体の12%と分析しております。

なお、これらの数字は1年生から6年生の合計となるので、中学校の3年間で考えると、その半分、見直し案②においても50人弱であり、現在の金杉台中学校の生徒推定数から増加はありませんでした。

このことから、通学区域の見直しにより金杉台中学校の生徒を増やす案については、新たな賛同は得られていないと分析しております。なお、16ページから30ページには、自由記述欄に寄せられた67件の意見を掲載しております。

学区の見直しに対する自由意見としては、「学区の見直しをするのはよいが、選択できなくなるのはやめてほしい」といったご意見が多く寄せられております。

以上、統合か、学区の見直しによる存続かで改めて検討してまいりましたが、今回の保護者アンケートの結果に加え、これまでの検討や地域との意見交換などをしてきたことを総合的に考えますと、今後は、統合に向けて諸課題を精査、調整するとともに、統合の時期もあわせて検討してまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュールといたしましては、週末の2月8日土曜日に金杉台中学校で開催する予定の第4回地域説明会の場で、本日ご報告したアンケートの実施結果を関係する保護者の方々や地域の皆さんにご説明するとともに意見交換を行ってまいります。その後、3月5日木曜日に予定されております教育委員会会議で、統合時期も含めた統合方針についての決定をしたいと考えております。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで、教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

令和2年2月4日